



監事の監査報告書

平成27年5月22日

学校法人 樟蔭学園
理事会 御中

学校法人 樟蔭学園

監 事 藤 原 準 二 ⑩
(自 署)

監 事 岩 橋 昭 ⑩
(自 署)

私達学校法人樟蔭学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席したほか決済文書等の重要書類を閲覧し、その内容について必要に応じて理事者及び各部門の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人樟蔭学園の業務に関する決定及びその執行は、法令及び寄付行為に違反する重大な事実はなく、本法人の財産の状況は適正なものと認めます。

以上